

東社労第340号
平成22年11月16日

統括支部長、支部長、業務推進委員会担当副会長、
同委員会正副委員長、同委員会IT推進部会長、
部会員、電子化推進員 各位

東京都社会保険労務士会
会長 柏木弘文
(公印省略)

雇用保険関係手続に係る電子申請の受付の一時停止について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、平成22年11月12日付社労連第431号にて、全国社会保険労務士会連合会より、公共職業安定所における雇用保険業務処理システムの新たなシステムへの移行に伴い、一定期間、e-Govにおいて雇用保険関係手続に係る電子申請の受付を停止することについて、平成22年11月11日付職保発1111第1号(写)にて、厚生労働省職業安定局雇用保険課長より通知された旨、連絡がありました。

つきましては、下記事項をご確認いただき、当該取扱いについてご理解とご協力賜われますようお願い申し上げます。

また、貴支部所属会員への周知方、よろしく願いいたします。

なお、貴殿に送付後、本会HP会員ページに登載し、周知いたしますことを申し添えます。

記

1. 雇用保険関係手続に係る電子申請の受付停止期間

平成22年12月10日(金)19時～平成23年1月11日(火)0時

なお、平成22年12月10日(金)19時までに電子申請により行った届出については、通常どおり処理されること

2. 電子申請の受付停止期間中の届出について

受付停止期間中は電子申請による届出ができないことから、公共職業安定所への持参や郵送により届出を行うこと

3. 離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子化について

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届については、離職票を電子公文書により交付するなど利用者の利便性に配慮し、平成23年7月～8月を目途に電子申請が可能となる予定であること

(担当:業務課 福岡)